破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４号
釧路市光陽町11番５号　ポプラマンション２階201号
債務者　及川　和則
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
愛知県豊橋市野依町字南郷20番地１
債務者　竹部真由美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８号
大分県中津市中央町２丁目３番14号
債務者　青本　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月11日午後２時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第５４７号
大阪市都島区東野田町５－１－19マンションＫＬＭ207号、住民票上の住所大阪市都島区都島中通３丁目13番23号
債務者　西村　　弘
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１４号
大阪市東淀川区西淡路２丁目13番55号
債務者　西尾　満代（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６２２号
大阪市西区九条１丁目６番18号　フォレストゲート九条402、前住所大阪市西淀川区出来島１丁目４番16号
債務者　宮下　昇太
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５０号
大阪市平野区加美東１丁目13番２号　レオパレスモンプレイン204号
債務者　志村　美季
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９４号
大阪市阿倍野区昭和町４丁目１番12―606号
債務者　天生**隆**行こと　康　　**隆**行
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３４号
大阪府枚方市磯島茶屋町15―18　エトワール白鷺３Ａ、住民票上の住所大阪府枚方市池之宮３丁目４番20―707号
債務者　東　久美子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８３号
大阪市平野区平野本町３丁目６番18―509号
債務者　北岡　隼人（旧氏名北岡亜耶香）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２８号
大阪府池田市井口堂２丁目３番５号　井口堂あけぼのテラスハウス１号室
債務者　鈴木　里織（旧姓窪）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４号
栃木県足利市西宮町2880番地８
債務者　川田　　瞳
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１２５号
東京都立川市幸町２丁目34番地都営アパート３棟408号
債務者　上田　超一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３１号
横浜市磯子区滝頭１丁目２番23号　林ハイツＡ棟102号
債務者　菊池　淳美
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部